

1 研究課題

ドイツ刑法学の哲学的基礎——とりわけ応用倫理との交錯における刑法各論の理論的研究

2 研究期間

2023年9月20日～2025年3月31日

3 研究地

ドイツ連邦共和国 アウクスブルク大学
(受入研究者：ミヒャエル・クビチェール教授)

4 研究計画・目的

本研究は、「ドイツ刑法学の哲学的基礎」という主題のもと、現代ドイツ刑法理論における哲学的・倫理的基盤の構造を明らかにするとともに、それを日本刑法学における理論的深化・比較法的反省の契機とすることを目的としたものである。近年、医療・AI・経済などの社会領域において倫理的問題が複雑化する中で、刑法の果たすべき役割もまた、従来の「旧派對新派」あるいは「行為無価値對結果無価値」などの構図を超え、社会的・制度的文脈における不法構造を再定義する必要に迫られている。

本研究では、以下の諸領域における個別的問題を中心に、ドイツ刑法学の理論構造とそれを支える哲学的基礎（行為論・自由論・不法論など）を検討の対象とした。特に、生命・医療倫理と刑法の論点（安楽死・自殺幫助・出生前診断・人工妊娠中絶等）に関し、自己決定権の尊重、国家の介入限界、他者加害との境界について、ドイツ判例や立法動向を参照しつつ、刑法的規範の位置づけを分析した。

さらにAI・ロボット倫理と刑法：自律的なAI・ロボットによる損害行為を刑法上どのように評価するか、またAIと人間の意思決定過程の相違が法的責任の成立にどのように影響するかを検討し、関連論点として、AIと刑事司法：顔認証技術や予測的捜査、AIによる量刑判断支援など、AI技術の導入がもたらす刑事手続上・実体法上の課題を分析。自由権保障との関係性を中心に、EU法やドイツ国内法に関する議論を踏まえた検討を行った。とりわけ2021年に欧州委員会から提案され、2024年に採択されたEUにおけるAI規則（AI法）の全体構造、特に「高リスクAI」への規制内容を分析し、刑法的領域への波及を検討した。最後に、政治・経済倫理と刑法：企業犯罪、汚職・腐敗、公的資金の不正利用など、構造的違法行為に対する刑法的対応の正当化根拠を倫理的視点から再構成し、「マスク取引」事件など実際の事件分析も交えた検討を行い、それに伴って

成立した新立法などの批判的分析を行った。

なお、こうした課題に取り組むため、ドイツ刑法各論理論研究の第一人者であり、応用哲学・規範論との対話を重視するミヒャエル・クビチェール教授（アウクスブルク大学）の下で在外研究を実施した。同教授の研究室では、法哲学、倫理学、法社会学の知見を積極的に取り入れた刑法理論の展開が行われており、研究の方向性と密接に合致する学術環境が整っており、同教授との対話を通じて、研究テーマに関する多くの示唆・助言を受けることができたことは幸いであった。

5 研究活動

研究活動は多岐にわたり、継続的かつ理論的に、統一テーマとの関連性を常に意識しつつ行った。

第一に、アウクスブルク大学におけるクビチェール教授、犯罪学・刑罰論の専門家であるカスパー教授、ドイツ刑法史研究の権威であるコッホ教授、経済刑法、法哲学の専門家でカジスケ教授の講義・ゼミナールに継続的に参加し、アウクスブルク大学のドクトラント（博士論文執筆者）・外国からの客員研究者らとともにゼミナールで研究発表や研究交流を行った。とくに取り上げられたテーマには、連邦憲法裁判所（BVerG）・連邦裁判所（BGH）の自殺幫助・臨死介助（安楽死）の諸判例、生殖医療等に生命倫理と刑法に関する議論、ドイツ法に刑罰と処分の関係に関する刑事政策的分析、ドイツ刑法史、特にナチス刑法の理論的分析における最近の動向、ドイツにおける経済刑法の構造的特性や法哲学と刑法理論の関係などが含まれており、幅広い問題に関心を持つことができ、大きな学問的刺激を受けた。

第二に、次のような研究会・シンポジウムにおいて、ドイツ語で研究報告を行い、参加者との議論を通じ、理論的討議を重ねた（他にもいくつかのオンライン〔国際〕シンポジウム・研究会・ゼミナーなどに報告・司会・討論者として参加した）：

- （1）ハレ大学：「刑法・刑事訴訟法における法治国家」に関する日独法対話（2024年9月27日・28日）

„Der Rechtsstaat und das Straf- und Strafverfahrensrecht: eine internationale Tagung im Rahmen des Deutsch-Japanischen Rechtsdialogs“ am 27. und 28. September 2024 Martin-Luther- Universität Halle-Wittenberg

報告：「法治国家的刑罰におけるチャンスとリスク：日本における AI 立法の必要性の問題も含めて」 Chancen und Risiken des Einsatzes von KI für ein rechtsstaatliches Strafen: Zugleich zur Notwendigkeit einer KI-Gesetzgebung in Japan

- (2) ハレ大学：生命倫理における「自己決定」に関する国際・学際シンポジウム（2024年10月2日・3日）
Zwischen Schutz und Selbstbestimmung: Internationale und interdisziplinäre Perspektiven auf das menschliche Leben im Spiegel des Medizinrechts Fachtagung am 2. und 3. Oktober 2024
報告：「日本における生殖医療の領域における技術的進歩と刑法的問題点」
Technischer Fortschritt im Bereich der Reproduktionsmedizin in Japan
- (3) マンハイム大学：「グローバルな法言語としての規範論（2024年11月28-30日）
Normentheorie als „globale Rechtssprache“ Präsenzsitzung des Arbeitskreises Normentheorie 28. bis 30. November 2024
報告：「サプライチェーン法と規範論」 Normentheorie und Sorgfaltspflichten in der Lieferkette
- (4) アウクスブルク大学：アウクスブルク大学・明治大学比較法研究所 共催
「汚職・腐敗刑法：基本問題及びアクチュアルな問題に関する日独法比較会議」（2025年3月21日） Tagung: Korruptionsstrafrecht: Grundfragen und aktuelle Probleme im deutsch-japanischen Rechtsvergleich Zeit: 21. März 2025 Ort: Juristische Fakultät der Universität Augsburg
報告：「議員への賄賂罪における解釈方法論」 Auslegungsmethodik am Beispiel der Bestechlichkeit und Bestechung von Mandatsträgern

特に最後の日独共同シンポジウム「汚職・腐敗と刑法」では、日独の研究者が登壇し、企業・公務員の不正行為に対する刑法のあり方について活発な議論が交わされた。報告を行った担当し、シンポジウムの企画・準備段階から参画した。

第三に、アウクスブルク大学で行われた、刑法関係の講演会・公開ゼミにも定期的に参加し、最新の研究動向を把握した。特に2024年3月に行われた刑事法分野におけるアクチュアルな諸問題に関するトーマス・ヴァイгент教授の特別ゼミナールに参加できたことは、実務的応用と理論的問題の接点を理解するうえで極めて有益であった。

6 研究成果

在外研究期間中に得た知見をもとに、以下の研究成果を発表・執筆した。

- (1) 『原因において自由な行為 (actio libera in causa)』再論』法律論叢 96巻2-3号119-130頁 (2023-12-25)
- (2) Korruption und Strafrecht -Ein deutsch - japanischer Vergleich-M EIJI LAW JOURNAL Vol. 31, pp. 1-6(2024-03)
- (3) 「マスク取引 (Maskendeals) 事件 BGH 第3刑事部決定 -3. Straf

senat, Beschl. v. 5. 7. 2022 - StB 7-9/22, BGHSt. 67, 107-」法律論叢 96 卷 6 号 71-84 頁 (2024-03-08)

- (4) 「AI の刑事法的規制に関する最近の議論」法律論叢 97 卷 1 号 27-54 頁 (2024-07-31)
- (5) 「人の始期と不作為犯における殺意の認定 -BGH, Beschl. v. 2. 11. 2023 -6 StR 128/23 : BGHSt. (68 卷掲載予定) -」法律論叢 97 卷 2-3 号 145-157 頁 (2024-12-25)
- (6) Chancen und Risiken des Einsatzes von KI für ein rechtsstaatliches Strafen: Zugleich zur Notwendigkeit einer KI-Gesetzgebung in Japan, ZfIStw 6/2024, 418-425
- (7) 「ドイツのサプライチェーン・デューデリジェンス法における過料規定について (上)」法律論叢 97 卷 4-5 号 1-22 頁 (2025-01-27)
また、現在以下の論文が執筆中または投稿準備中である：
- (8) 「ドイツにおける議員に関する不当な利益確保罪 (刑法典第 108 条 f) の新設について」法律論叢 98 卷 1 号 (2025.7 公刊予定)
- (9) 「ドイツのサプライチェーン・デューデリジェンス法における過料規定について (下)」法律法律論叢 98 卷 (2025 年度中に公刊予定)
- (10) Technischer Fortschritt im Bereich der Reproduktionsmedizin in Japan (2025 年度中に公刊予定)
- (11) Normentheorie und Sorgfaltspflichten in der Lieferkette (2025 年度中に公刊予定)
- (12) Auslegungsmethodik am Beispiel der Bestechlichkeit und Bestechung von Mandatsträgern (2025 年度中に公刊予定)

7 今後の展望

本研究で得られた成果をもとに、今後は以下の点を中心に研究活動を続けていく。

第一に、応用倫理との交錯における刑法理論の変容について、日独の共同研究体制を構築し、生命倫理・AI 倫理・経済倫理の三領域を架橋する比較法的研究を展開する予定である。

第二に、刑事司法分野における AI 導入が自由権保障や責任原理に与える理論的・実務的影響について、EU・日本・北米の動向を視野に入れたグローバルな比較法研究を進める。AI による判断の「透明性」や「予測可能性」の基準設定、データバイアスへの対応などは、単なる技術的問題ではなく、法哲学的・刑法理論的検討を要する課題である。

第三に、本研究成果を教育・社会に還元するため、国際シンポジウムの継続的開

催、ドイツ語論文の日本語訳・解説、研究成果の学部・大学院教育への組み込みなどを積極的に行っていく。

8 教育への効果

在外研究の成果は、既に本学における学部・大学院講義・演習等において広く活用されている。

たとえば、2025年度の刑法各論講義では、財産犯に関するドイツの最近の判例・学説・立法と日本法との比較という観点を取り入れ、ドイツ連邦憲法裁判所の自殺幇助判決、また刑法総論AIのトピックを扱い、国内外の判例・文献を紹介しながら比較法的視点を導入した。

また、学部の刑法専門演習では、安楽死、人工妊娠中絶などの生命倫理、環境倫理、AI・ロボット倫理、動物倫理と刑法、スポーツにおけるドーピング問題といった現代的課題をテーマなに関して最近のドイツ刑法における議論を踏まえ、理論的議論だけでなく実務的対応や政策的含意についても学生と議論を交わした。これにより、学生の問題意識の深化、比較的観点の涵養、現代的課題への応用力の育成に資する教育が実現できている。

今後も、グローバルな刑法理論研究の成果を教育活動に反映し、国際社会に通用する法的思考力の涵養に努めていく所存である。